



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年6月2日
彦根地方気象台

滋賀県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報 発表基準の変更について

滋賀県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準をより適切な値となるよう見直しました。
新しい発表基準は、令和3年6月3日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。

今般、最新の大雨災害データの取り込みを行い、発表基準を下記のとおり変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「キキクル（大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布）」の判定の改善を図ります。

記

- 1 基準変更日時
令和3年6月3日（木）13時
- 2 基準を変更する市町村
○大雨警報（浸水害）・注意報
長浜市、甲賀市

○洪水警報・注意報
滋賀県内（甲賀市、米原市、豊郷町を除く）全市町
- 3 発表基準
6月3日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。
警報・注意報発表基準一覧表（滋賀県）
https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/shiga.html

【参考】

滋賀県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=250000

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問合せ先：彦根地方気象台 担当 坂本・小野

電話 0749-22-6142（平日08:30～17:15）FAX 0749-23-3873